

令和7年度事業計画

はじめに

本県においては、今年、東日本大震災・原発事故から14年目を迎え、第2期復興・創生期間が残り1年間となり、これまで以上に県内の復興・再生が加速化されると思われますが、一方で、今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられるほか、除去土壌の県外最終処分、廃炉など前例のない多くの課題を抱えています。

こうした中、経済活動は、コロナ禍前に戻りつつありますが、当業界に関しては、需要が戻っていないことと、依然として深刻な人手不足が続いていること、さらには、燃料費の高騰などにより経営を圧迫していることなどが報告されており、依然として厳しい状況が続いております。

本協会では、これまで、産業廃棄物の適正処理を基本に、地域の環境保全活動等を積極的に行い、排出事業者と地域住民の信頼と期待に応えられるよう取り組んできておりますが、引き続き、猪苗代湖水環境保全事業をはじめ、循環型社会及び循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、福島県等関係機関と連携しながら積極的に脱炭素化を推進します。

さらに、処理期限の迫った低濃度PCB廃棄物の処理、産業廃棄物処理業としてのコンプライアンスの実施、人材育成及び労働安全衛生の確立並びに処理技術の向上を目指し、会員一丸となって令和7年度の事業を次のとおり推進します。

I 公益目的事業

産業廃棄物適正処理推進事業

1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及促進頒布事業

(1) 紙マニフェストの頒布及び普及

「(公社) 全国産業資源循環連合会」及び「建設六団体副産物対策協議会」で発行するマニフェストの頒布・普及を行うとともに、その記載要領、交付及び回付、保存などについて必要な助言を行い、併せて委託契約締結の徹底を図ります。

(2) 電子マニフェストの普及

電子マニフェスト制度は事務処理の効率化、法令順守、データの透明性等の利点があることから、加入状況は近年増加傾向にあり、情報処理センターである（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携しながら操作説明会にインストラクタとして参加し、電子マニフェスト制度の加入促進を図ることとします。

2 不法投棄防止及び環境保全事業

(1) 不法投棄防止巡回パトロール・廃棄物撤去事業

福島県、福島県警察、関係町村と連携しながら、不法投棄・不適正処理の防止とこれらの事案に的確に対応し、地域の環境保全に努めます。

また、福島県、関係市町村及び関係団体が協力して行う、不法投棄防止対策事業等に参加するとともに、不法投棄ボランティア監視員制度に協力して不法投棄の防止と、県内の生活環境及び自然環境保全に寄与することとします。

(2) 猪苗代湖水環境保全等事業

県民の共有財産であり、国立公園である猪苗代湖の良好な水環境の保全への意識の高揚を図ることを目的として、湖北部の河口付近や湖南部の漂着ごみの撤去作業について、県民や事業者、行政、関係団体等と協働して行います。

ア 福島県・関係自治体や猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会との主催により実施します。

イ 地域における清掃、ごみ撤去事業及び啓発活動を関係機関と連携して実施します。

3 適正処理に関する相談業務

県内外からの産業廃棄物に関する処理区分、処分方法、処理業者、処理施設、許可申請に関する講習会等の照会や相談等への対応としては、的確な情報と助言を行います。

4 適正処理普及及び啓発活動事業

(1) 情報・資料等の提供

産業廃棄物に関する情報・資料を適時的確に伝達・配布します。

- ア 福島県等の関係機関や（公社）全国産業資源循環連合会から通知された情報・資料を適宜送付
- イ 「産業廃棄物処理に関する資料」等を提供
- ウ ホームページによる情報の伝達を推進
- エ 電子メールによる情報の迅速な伝達

(2) リサイクル事業の推進

会員によるリサイクル事業実施内容を会員名簿に掲載するとともに、排出事業所、行政機関等からの照会や相談に対し、資料提供を行うなど、産業廃棄物の再生利用、再資源化を積極的に推進します。

(3) 労働安全衛生活動の推進

産業廃棄物処理業における労働災害事故を減少させるため、会員が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、安全衛生水準の尚一層の底上げを図るとともに、令和5年度に作成した「第3次労働災害防止計画」の活動目標の達成に向け、関係機関に協力を得ながら安全衛生水準の向上を図ります。

5 関係機関、団体との交流・協力事業

県内において環境保全活動や県民交流事業等を行っている団体等に参加協力します。

- (1) ふくしまカーボンニュートラル実現会議
- (2) ふくしまエネルギー・環境・リサイクル関連産業研究会
- (3) ふくしま環境活動支援ネットワーク会議
- (4) ふくしまSDGs推進プラットフォーム
- (5) （公財）福島県暴力追放運動推進センター
- (6) （一財）福島県国際交流協会（交流協会が主催する催事に協賛）
- (7) （公社）全国産業資源循環連合会との連携
- (8) （公財）日本産業廃棄物処理振興センターとの連携
- (9) （公財）産業廃棄物処理事業振興財団との連携

Ⅱ その他の事業

1 産業廃棄物適正処理啓発講習会事業

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物処理業の新規及び更新申請に関する講習会の実施に協力します。

種 別	実施期日	場所
産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (新規)	令和 7 年11月26日 (水)～ 11月27日 (木)	コラッセ ふくしま
	令和 8 年 2 月26日 (木)	
産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (更新)	令和 7 年 7 月24日 (木)	
	令和 7 年12月18日 (木)	
	令和 8 年 2 月25日 (水)	
産業廃棄物処分業許可講習会 (新規) ※	令和 7 年12月18日 (木)	
産業廃棄物処分業許可講習会 (更新) ※	令和 7 年12月18日 (木)	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (新規)	令和 7 年 7 月23日 (水)	
特別管理産業廃棄物処分業許可講習会 (新規) ※	令和 7 年 7 月23日 (水)	
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	令和 7 年 7 月23日 (水)	
	令和 7 年12月17日 (水)	

※処分課程では、収集運搬課程を追加して受験可能。

※原則、オンラインでの講習となりますが、令和 7 年11月26日～27日、令和 7 年12月17日、令和 8 年 2 月25日は対面での講習となります。

2 組織の強化と組織活動の推進事業

協会における業務活動は、会員の処理業者としての知識、技術など資質の向上のほか、県民の生活環境保全と公衆衛生の向上に寄与することにあります。

引き続き、協会の運営、事業内容の充実を図るため、優良な処理業者の加入に努め、組織の強化を図ります。

(1) 組織の強化

会員の処理業者としての知識、技術などの資質の向上のほか、協会の運営、事業内容の充実を図るため、優良な処理業者の加入に努め、組織の強化を推進します。

(2) 表彰事業

会員を対象として、産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、公衆衛生・環境保全の向上に寄与し、又は業界の発展に貢献のあった個人・事業所に対し会長名で表彰を行います。また、(公社) 全国産業資源循環連合会表彰、県知事表彰及び大臣表彰などの各種表彰へ推薦を行います。また、協会の業務運営に貢献のあった個人・事業所に対し協会会長名で感謝状を贈呈します。

(3) 会員研修会開催等事業

会員の能力・資質向上を図るため、行政機関や（公社）全国産業資源循環連合会等関係団体の協力を得て、産業廃棄物の適正処理や循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組等に係る研修会をはじめ、各方部地域協議会が主催となり、各種の講演会を行うなど幅広い内容で知識・情報の提供に取り組みます。

(4) 組織活動の推進

方部地域協議会及び業種別の部会を効率的に運営し、廃棄物の適正処理、再生利用の促進及び地球温暖化対策等を促進するため組織としての活動を一層推進します。

ア 方部地域協議会活動の推進

方部地域協議会は、協会の地域組織として、研修会、情報交換会、環境保全活動等を行い、地域内会員の親睦、連帯、協調を図ります。さらに、これらの活動を通じて地域の環境保全に寄与するため、地元市町村、関係団体、排出事業所等と連携を深めながら積極的に活動します。

イ 部会活動の推進

（公社）全国産業資源循環連合会の部会活動について各部会の会員に対し、情報提供を行うとともに、適時、各部会・幹事会を開催し、意見集約、情報の収集・伝達等を円滑に行います。

- ・収集運搬部会・幹事会の開催
- ・中間処理部会・幹事会の開催
- ・最終処分部会・幹事会の開催
- ・建設系廃棄物部会・幹事会の開催
- ・必要に応じて合同（全体）部会・幹事会の開催

ウ 青年部会活動の推進

（公社）全国産業資源循環連合会青年部協議会等と連携しながら県協会青年部会独自の事業活動を推進し、知識と見聞を広げ、次代を担う処理業の牽引役として貢献出来るよう青年部会の活動推進と組織育成を図ります。

また、他県青年部会との交流において北海道・東北地域だけでなく関東圏域の他県との交流を進め、産業廃棄物の処理技術の向上を図るとともに、県内の経済発展に寄与するよう継続した交流を行います。

エ 要望活動等の実施

健全な事業活動を推進するうえで必要とされる環境保全活動や産業廃棄物処理に係る制度改革などについて広報活動を行うとともに、関係機関に対して要望活動等を実施します。

オ 低炭素運搬促進事業

地球温暖化対策は、産業廃棄物処理業の業界においても喫緊の課題として取り組むことが求められており、収集運搬業務における低炭素運転（エコドライブ）を浸透させるため、引き続き、デジタルタコグラフなど、燃費管理機器の整備に対して費用の一部を助成し、低炭素運搬を促進します。

(5) 産業廃棄物処理業許可期限（更新）に係る通知の実施

産業廃棄物処理業の許可期限切れを防止するため、到来日を事前に通知するとともに、更新許可等の案内を行います。

(6) 法令の改正等に係る周知・関係資料等の配布

廃棄物の処理に関する法令等が改正された場合は、福島県及び（公社）全国産業資源循環連合会から通知された内容を全員に周知し、遵守の徹底を図ります。また、（公社）全国産業資源循環連合会が発行する機関誌等を配布します。

・「月刊いんだすと」の配布

3 低濃度PCB廃棄物の集団回収・処理事業

令和9年3月31日までに処分しなければならない低濃度PCB廃棄物をまとめて回収・処理する業務を福島県より受託し、県内の低濃度PCB廃棄物を期限内に処理が終了するよう支援します。

4 産業廃棄物処理業者育成事業

産業廃棄物の適正処理を推進するために、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした講習会の開催や、収集運搬業に係る許可申請手続きの相談業務を福島県より受託し、事業者の育成を支援します。

5 産業廃棄物優良事業者育成支援事業

産業廃棄物処理業者に携わる事業者の資質の向上、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者が講習会等を受講するための必要な経費等を補助する業務を福島県より受託し、事業者の育成を支援します。